



鹿嶋市

地域防災計画

概要版



鹿嶋市マスコットキャラクター「ナスカちゃん」

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、地震や津波、更には原子力発電所の事故という従来の自治体の想定を超えた災害が発生し、多くの尊い命や財産が失われました。

また、近年、全国各地で局地的な豪雨や記録的な猛暑等、地球規模の異常気象が相次いでおります。

鹿嶋市においても、これまでに住民の生命・財産等を守るために、地域防災計画を策定し、災害への備えに努めてきましたが、こうした状況の下、令和2年度に計画の見直しを行いました。

鹿嶋市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき作成したもので、市域に係る様々な災害対策を網羅する必要があるため、全編で500頁以上に及ぶ冊子となっております。

本書は、鹿嶋市地域防災計画のうち、特に住民に周知する必要がある重要な事項を抜き出し、分かりやすく取りまとめたものです。

多くの皆さまに、本書を読んでいただき、防災に関心をもっていただくとともに、今後の地域防災力の向上に役立てていただく事を目的に作成しています。

緊急時電話番号 事件・事故：110 消防・救急：119

・防災行政無線(テレホンガイド)※ 0299-77-8161

※(有料)放送時から24時間確認できます。

・災害用伝言ダイヤル：171+ 録音1 再生2 +市外局番+被災した家の電話番号

・鹿嶋市役所(代) 0299-82-2911 大野出張所(代) 0299-69-1111

1 地域防災計画とは

○地域防災計画の目的

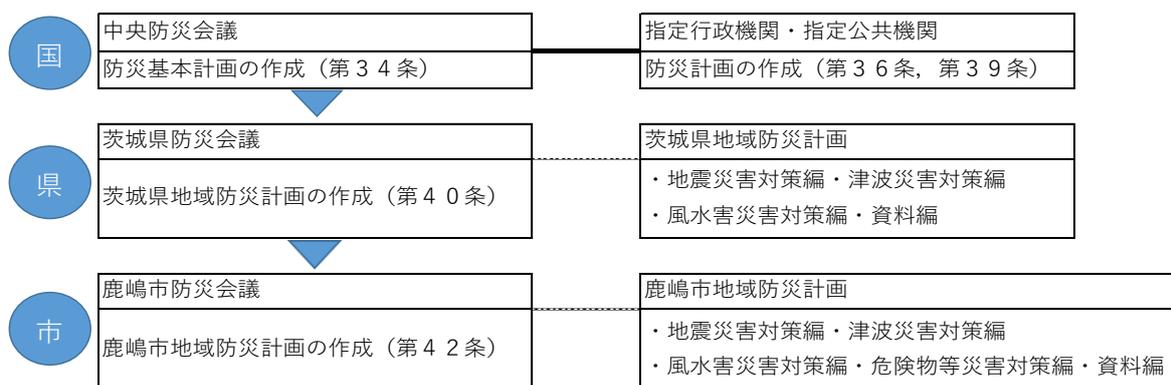
鹿嶋市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づいて、鹿嶋市防災会議が定める市域における防災対策に関して、総合的かつ基本的な計画です。

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

本計画は、コミュニティを形成することにより災害に強いまちをつくる事を目指し、市や防災関係機関、住民及び事業所の皆さんが果たすべき責務と役割を定めています。

鹿嶋市地域防災計画は、鹿嶋市長を会長とする『鹿嶋市防災会議』によって作成され、毎年必要に応じて見直しが行われます。

○災害対策基本法に定められる防災計画の体系



○地域防災計画で想定する災害

- ・地震災害：H30に茨城県が発表した地震被害の見直しにより、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震により、市内で震度6強の地震が発生する可能性があります。
- ・津波災害：東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、鹿島灘沿岸地域や高松地区に大きな被害を及ぼしました。茨城県沖～房総半島沖にかけての地震により、津波被害が発生する可能性があります。
- ・風水害：全国的に集中豪雨による被害が相次いでいるところですが、本市においても大雨が降った場合には、堤防の決壊、内水のはん濫などによって浸水被害が発生する可能性があります。
- ・土砂災害：本市の地形は、中心部や北部を占める台地、北浦及び鯉川沿いと鹿島灘沿岸の低地に分けられています。このため、山沿いではがけ崩れなどの土砂災害が発生する可能性があります。
- ・その他：そのほか、本市では、大規模火災や危険物の爆発、さらには原子力発電所等から放射性物質または放射線が異常な水準で施設外へ放出される事故等の災害が想定されます。

○計画の構成

鹿嶋市地域防災計画には、防災対策における基本方針をはじめ、市、県、国、その他防災関係機関、住民、事業所等の役割分担が示してあり、次のような構成で作成されています。

本編	1 総則	計画の方針や防災ビジョン、防災関係機関の実施責任、被害想定などについて定めています。
	2 災害予防計画	災害に対して、平常時に行う事前の対策について定めています。
	3 災害応急対策計画	災害発生時の対応について定めています。
	4 災害復旧・復興対策計画	災害発生時後の復旧や復興の取組について定めています。
資料編		条例や基準、各種データ、様式、用語解説などを記載しています。

○計画の特徴

本市では、災害対策の基本理念である『市民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害を軽減して、郷土の保全と市民福祉の確保』を達成するための基本方針として、次の4点の目標を設定しています。

1. 災害に強いコミュニティの形成
2. 災害対策本部の機能の強化
3. 職員全体の対応能力の強化
4. 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の拠点を加えたまちづくり

○自助，共助，公助

災害に強いまちづくりを進めていくためには、市及び防災関係機関はもちろんのこと、住民や事業者の皆さんの主体的な取り組みと相互の連携を図っていく事が不可欠です。

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や阪神淡路大震災をはじめ、全国で相次ぐ災害等においては、自分の命は自分で守る（自助）、地域における助け合い（共助）によって多くの命が救われました。

地域における自主防災の取組と、市や県をはじめ防災関係機関が実施する防災対策（公助）が連携し、防災関係機関、住民、事業者が力を合わせて防災（減災）対策を推進することが大切です。

2 災害に備える活動

○防災基盤の整備

危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大規模災害の発生を見据えた体制確立や施設、資機材等の基盤整備は特に重要です。

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、日頃から自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じて、防災関係機関や住民の皆さんと相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めます。

①災害に強い防災活動体制の整備

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害対策に関する活動を円滑に実施するため、市の防災組織を整備し、国、県及び防災関係機関と連携して、総合的かつ一般的な防災活動体制の確立を図ります。

また、市単独で災害対応が困難となる事態に備えて、あらかじめ他自治体や民間企業との間で相互応援協定を締結し、災害対策の円滑な実施を図ります。

②災害に強い地域づくりの推進

市は、あらかじめ災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、延焼遮断空間等の防災空間の確保、必要な避難所、避難路ネットワークの整備、防災拠点等の防災施設を計画的に整備し、災害に強い地域づくりを推進します。

③情報通信体制の整備

市は、災害情報の収集を迅速かつ的確に行い、関係機関相互間の伝達を確実に実施するため、通信・連絡手段の多様化を推進するとともに、防災行政無線や全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、市のホームページ等、多様な情報収集・伝達手段の整備に積極的に取り組みます。

④防災特性に応じた体制の整備

市は、各種災害に即応するため、消防機関などと連携して、それぞれの災害特性に応じてとるべき体制を整備します。

○都市施設等の災害予防

市は、電気、電話、上下水道等のライフライン施設、危険物施設、農林水産業施設等において、各事業者及び管理者による耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等の各種被害軽減対策を推進し、災害対応力の強化に努めます。

また、建築物が密集している地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を推進し、燃えにくく地震に強い都市の基盤整備を計画的に推進します。

住民の皆さんは、地震災害から自分の生命・財産を守るために、自宅の耐震性を高めるとともに、家具の転倒防止等に努めましょう。

○災害別の予防

市は、それぞれの災害特性に応じて情報収集・連絡体制を確立するほか、次のような個別の災害予防対策を実施します。

- ・地震災害：防災教育の実施、耐震化の推進等
- ・津波災害：防災教育の実施、津波ハザードマップの周知等
- ・水 害：防災教育の実施、治水対策の推進、水害危険箇所の周知等
- ・土砂災害：防災教育の実施、危険箇所の周知徹底、避難体制の整備等
- ・火 災：出火予防、延焼予防、林野火災予防等
- ・事故災害：防災訓練の実施、危険物等の保安対策、相互応援体制の強化等

○救援救護活動体制の整備

市は、災害時に迅速・円滑な応急対策活動を実施するため、次のような救援救護活動の実施体制について整備を進めます。

○避難対策 ○救助・医療対策 ○飲料水、食料、生活必需品等の確保
 ○緊急輸送体系の整備 ○ボランティアの育成・確保 ○被災者生活支援等

住民の皆さんは、災害の影響による断水やライフラインの機能停止に備えて1人1日当たり3リットル程度を目安とした飲料水や1人当たり3日分程度の食料を日頃より備蓄しましょう。

○防災教育

市は、住民及び事業所の皆さんと行政が一体となった『減災』への取組のため、消防団、自主防災組織等の強化・育成や災害ボランティアの活動環境の整備、防災関係職員及び住民等に対する防災教育、防災訓練の充実に関する対策を推進します。

①防災知識の普及

市は、公民館等の社会教育施設等を活用し、住民の皆さんに対し、ハザードマップ等を通じて、市域の危険箇所や避難場所の位置、災害時の行動基準などの周知を行っています。今後も、防災に関する出前講座や防災に関する広報の充実に努めます。

②自主防災組織等の育成・援助

自主防災組織は、地域における防災活動の中核として重要であるため、市は、行政区単位に自主防災組織の育成と整備、活動の活性化を促進します。

また、昼間の活動については、比較的地域内のいることが多い女性や定年退職者、職場が自宅にある人々の参加促進を図ります。

③防災訓練

市は、災害発生を未然に防止し、また災害による被害を最小限にとどめ、公民館や行政区で実施する防災活動を円滑に行うため、各機関及び住民との協力により、各種防災訓練を実施します。

3 災害が発生したときの活動

○応急活動体制

市は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保と、災害時の活動に関する意思決定を速やかに行うため、勤務時間内外を問わず、全庁的な体制を速やかに確立します。

また災害対策本部を設置した場合には、県や関係機関等との調整を行い、関係する職員は、鹿嶋市業務継続計画（BCP）に基づき、災害対策業務、優先継続業務を適切に実施します。

なお、災害が甚大で、市単独では災害対応が困難な時は、応援協定に基づき、県及び県内市町村、県外の協定締結自治体や民間団体に対して応援・協力を要請します。また、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼します。

○情報の収集と伝達

市は、気象に関する特別警報、警報、地震や津波に関する情報、災害情報、避難に関する情報等、防災に関する重要な情報は、次の手段を複合的に活用し、住民の皆さんに確実に伝達します。

- 広報車
- 防災行政無線
- テレビ・ラジオ・FMかしまへの放送依頼
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）
- 民間アプリ
- 広報紙
- インターネット（ホームページ、メール、ソーシャルネットワークシステム（SNS）等）
- 自治会長を通じた連絡等

○避難方法

市は、地震、津波、洪水、土砂災害などにより住民の生命や身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、避難に関する情報の発信を行い、住民の皆さんを安全な場所に避難させ災害から守ります。

また、被災者が安全に安心して過ごすことができる避難所を速やかに開設して、施設管理者や避難者との協力の下、適切に管理運営します。

○被災地における生活救護活動

市は、災害に対する緊急対策が一段落した段階では、引き続き、被災者の皆さんの保護と社会秩序の安定を図るため、次のような生活救援活動を実施します。

- 食料、生活必需品の供給
- 応急給水
- 防疫・保健衛生活動
- 廃棄物・し尿処理
- 死体の搜索・処理
- 支援が必要な方への配慮
- ボランティアの受入れ
- 応急教育対策
- 愛玩動物の保護対策等

○その他二次災害の防止

上記の他、災害発生後の降雨又は余震等に備え、土木・農業施設等における応急危険度判定や危険物施設等における被害拡大措置等の二次災害防止対策を行います。

4 災害からの復旧・復興

○生活再建に向けての支援策

大規模な災害が発生した場合、罹災した住民の皆さんが、一刻でも早く自力で生活できるように、市は県及び関係機関と連携し、義援金・義援品の受入れと配分、災害弔慰金や被災者生活再建支援法に基づく支援金等の支給、雑費救護資金の貸し付け、租税の減免等の各種支援措置を行います。

①罹災証明書の交付

市は、支援措置を早期に実施するため、被災者再建支援システムを活用し、災害による住家等の被害調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅延なく被災者に罹災証明書を交付します。

②義援金・義援品の受付・配分

大規模な災害の発生が報道されると、各方面から義援金や義援品の申し出が寄せられます。そこで、市は県と連携し、希望する義援品の品目と送り先について報道機関を通じて広く公表し、受入及び配分を行います。また、必要な場合は義援金を募集します。

募集に当たっては、市において、交付内容及び受付・配分方法を検討した上で実施します。

③生活・福祉対策

市、県及び国が窓口となって行う生活・福祉に関する支援策には、次のようなものがあります。これらの実施にあたっては、法律や条例等に定められる各支援策の適用条件（対象世帯や限度額等）について個別に判断した上で、それぞれ必要な支援が行われます。

○災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	○災害援護資金の貸付
○母子父子寡婦福祉資金の貸付	○被災者生活再建支援金の支給等

○災害復興

大規模な災害が発生し、地域が壊滅的な被害を受けた場合には、都市構造、地域産業の構造や住民生活の円滑かつ計画的な復旧・復興を図るため、市は県や関係機関と連携して災害復旧・復興体制を確立し、住民の皆さんと合意形成を図りながら復旧・復興計画を策定します。

鹿嶋市かなめーる

市内の防災情報（防災行政無線放送を含む）や国民保護情報のほか、くらしの情報やイベント情報などを、登録された方の携帯電話やスマートフォンなどに電子メールで配信するサービスです。

●パソコンの場合

『鹿嶋市かなめーる』を検索

●携帯電話・スマートホンの場合

バーコードリーダーつきの場合、下記の「登録用QRコード」を読み取り、登録案内にアクセスしてください。



バーコードリーダー機能のない場合、下記メールアドレスへ空メールを送信してください。

※折返し登録案内のメールが返信されます。

※メールの受信拒否等の設定によっては、返信メールを受信できない場合があります

t-kashima@sg-m.jp

特別警報の配信

気象庁はこれまで、大雨や地震などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険が高まった場合、『特別警報』を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

特別警報が出たときは、お住いの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。特別警報は、テレビやラジオ、防災行政無線等の様々な方法で伝えられます。

周囲の状況や市から発表される避難情報に注意して、直ちに命を守る行動を取ってください。

なお、特別警報の詳細は、気象庁のホームページでご確認ください。

鹿嶋市地域防災計画 概要版

令和3年1月作成

発行：鹿嶋市役所 市民生活部交通防災課

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井 1187-1

TEL：0299-82-2911 FAX：0299-84-7759